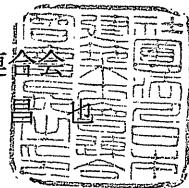


平成 20 年 7 月 17 日

国土交通省 大臣官房官庁営繕部  
部長 藤田伊織 様

(社) 日本建築士会連合会  
会長 藤本



(社) 日本建築士事務所協会連合会  
会長 三栖邦博



(社) 日本建築家協会  
会長 出江



### 公共建築における適正な業務報酬の算定等に関連しての要望について

時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

現在、国では、本年 11 月に予定される改正建築士法の施行にあわせ、同法に基づく建築士事務所の開設者が請求できる業務報酬の基準(大臣告示)の見直し作業を進めています。業務報酬基準の見直しは、設計業務の適正化を図り、優秀な技術力を維持し確保するためにも極めて重要であり、建築設計業界にとっても大いにその結果を期待しているところですが、併せて、現行の基準が必ずしも建築主に十分理解され、尊重されてこなかったとの反省を踏まえて、改正される基準が実効性を持ち、建築主に理解され、尊重されることが重要であると認識しています。

特に公共建築設計については、国土交通省の「官庁施設の設計業務等積算要領」が業務報酬に関連して大きな影響力を持っておりますが、その要領の中で定められた「依頼度」の設定については、地方自治体等の発注において「依頼度」の趣旨が正しく理解されずに積算基準等が運用され、結果的に「依頼度」が安易な設計業務報酬の値切りに使われるなどの例が見受けられます。

このため今後、業務報酬基準の見直しが行われ、その実効性を確保するために、業務報酬基準の改訂にあわせ、設計業務等積算要領の改善等が行われるよう、以下の点について要望をします。

## 記

### 1. 官庁施設の設計業務等積算要領の改善について

#### (1) 「依頼度」の設定の考え方の見直し

- ・現行基準の「第1章総則」の「2. 設計業務委託料の積算に関する事項 2. 1 業務人・日数(2)」の文中前半部分の

「業務人・日数は、委託業務の履行にあたり有用な資料を受注者に提供し、かつ、その内容等に精通した発注者側の職員が、受注者に対して適切な指示等を行う場合など、発注者が業務の一部を行う場合に限り、その割合に応じた人・日数を当該業務の履行に係る総業務人・日数から低減することができる。」

を以下の主旨に改めていただき、その関連した記述があれば併せて見直しをしていただくようお願いします。

<改正主旨>

業務人・日数は、設計図書の一部を受注者に提示し、設計図書の一部として採用する場合、あるいは発注者側の建築士等の技術職員が設計業務等の一部を行うなどの場合に限り、標準業務人・日数から低減することができるようにしていただきたい。

なお、従来、有用な資料の提供が標準業務量の低減の対象とされていましたが、このような表現では過大に解釈され、例えば広く設計与条件に類するような資料の提供まで低減の対象となるように誤解される恐れが大きいので、誤解が生じないような表現をお願いします。

#### ・同文中後半部分の

「なお、業務の履行にかかる総業務人・日数を低減する場合は、次式により算定した依頼度を乗じるものとする。

$$(依頼度) = 1 - (\text{発注者が業務の一部を行う割合})$$

を以下の主旨に改めるとともに、これに関連した記載（例えば、「第3章 依頼度の考え方」）をこれらの主旨に沿った記述に見直しをしていただくようお願いします。

<改正主旨>

このような割合を設定することは、業務報酬の安い値切りとなる「低減」につながるおそれが大きいと思われます。したがって、業務ごとに委託する業務内容と官庁営繕部がインハウスで実施する業務内容と責任範囲を予め明確に区分し、受注者に明示することとし、委託する業務内容に対応した標準人・日数からインハウスで実施する業務内容に相当する人・日数を減じて算定するものとしていただくようお願いします。

「依頼度」の設定は、業務報酬基準の実効性を担保するためにも避けていただくようお願いします。

- ・「3. 設計意図伝達業務及び工事監理業務に関する算定方法」の「依頼度」に係る記述も、前項と同様に見直しが必要です。

## (2) 「図面目録に基づく算定方法」の全面的な見直し

- ・現行基準の「第2章 業務人・日数の算定方法」の「2. 設計に係る業務に関する算定方法2（図面目録に基づく算定方法）」は、基本設計の成果等の図面に基づく実施設計委託に適用されるとされ、図面1枚あたりの業務量をベースに算定したものとなっています。このような業務量算定の考え方は、背後にある設計行為が含まれるにせよ、通常の実施設計に求められる高度な知的専門作業（設計行為）には馴染み難いと考えます。

また、これらの算定根拠は過去の実態調査から求められたと聞きますが、その当時と設計図書作成を巡る社会状況が大きく異なると考えられ、その妥当性の再検討が必要です。

このような状況から、算定方法2はその適用の対象を改め、総工事費による略算式に馴染みにくい、修繕工事の設計あるいは建物現況調査等における作図業務などに、適用する業務を限定すべきであり、一般的な実施設計に適用すべきではないと考えます。

## (3) 「数量調書及び数量調書に基づく概算書の作成」業務の追加業務としての位置づけ

- ・数量調書の作成等は、人・日数業務量の極めて多い業務であり、多くの建築士事務所では外注し、その委託額の割合も見過ごせないほど大きなものとなっています。民間では通常標準的な業務に含まれていない業務です。以上のことから、現在国交省住宅局でも標準業務でなく追加業務の方向で業務報酬基準の見直しが進められています。業務報酬基準の中の標準業務が、官庁営繕部の定義する一般業務とされていることから、これらの業務を一般業務でなく追加業務として位置付けを変更していただくようお願いします。

## 2. 他省庁及び全国の自治体の公共建築の設計業務積算要領の改善について

- ・「依頼度」については、他省庁や地方自治体の一部では、発注者側と受託者側の業務分担を考慮せずに、金額等で機械的に設定するなど、安い業務報酬の低減策として「依頼度（もしくは依頼率）」が使われている実態があります。その結果、「依頼度」本来の主旨と乖離した使われ方が見受けられ、そのことが、業務報酬基準が実効性を持たず、形骸化していることにつながっています。

他省庁や全国の自治体の多くは、設計業務の積算要領の作成に当たっては、国交省官庁営繕部作成の要領を参考にしていると思われ、国交省の影響力は大きなものと考えます。

そこで、業務報酬基準が改訂され、実効性を高めるためには、上記1. の措置に加え、このような安い使い方を厳につつしみ、「依頼度」の設定を行わないよう、国交省が他省庁や地方自治体の営繕部局に対し、理解を求め、もしくは適切な情報提供をしていただくようお願いします。